

入間市国民健康保険税条例改正要旨

◆税率等の改定〔令和4年4月1日から施行〕

埼玉県国民健康保険運営方針の内容を踏まえて国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するために赤字額を解消し、県が示す保険税水準の統一に向け取り組む必要があること、また、令和元年度から令和3年度の間は国民健康保険財政調整基金を活用することで国保加入者の負担増となる税率等の改定を見送っていたものの、令和4年においては基金からの繰入金のみでは不足額を補うことが出来ないことが見込まれることから、令和4年度の税率等について改定する。

区 分		改定案	現 行
医療給付費分	所得割	100分の7.4	100分の7.4
	資産割	100分の10	100分の10
	均等割	20,000円	20,000円
	平等割	3,000円	3,000円
後期高齢者支援金等分	所得割	100分の2.4	100分の2.0
	均等割	10,000円	8,000円
介護納付金分	所得割	100分の1.6	100分の1.4
	均等割	13,000円	12,000円

※医療給付費分は改定なし。

◆未就学児の均等割軽減〔令和4年4月1日から施行〕

地方税法等の一部が改正（令和3年6月1日公布、令和4年4月1日施行）され、未就学児に係る被保険者均等割額を減額する制度が創設されたことに伴い条例の改正を行う。

〔改正の内容〕

- ・ 国保被保険者の未就学児を対象とする。
- ・ 未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減する。
- ・ 世帯所得に応じた軽減措置を受ける世帯の未就学児については、世帯所得に応じた7割・5割・2割の軽減をした後の額から5割を軽減する。

世帯所得による軽減	均等割額	未就学児の5割軽減後	
所得による軽減なし	30,000円	15,000円	30,000円から 5割軽減
7割軽減の世帯	9,000円	4,500円	8.5割軽減
5割軽減の世帯	15,000円	7,500円	7.5割軽減
2割軽減の世帯	24,000円	12,000円	6割軽減

※医療分：20,000円 支援分：10,000円（介護分：13,000円は年齢要件により発生しない）

その他条文の整備〔公布日から施行〕

- ・ 条文の文言の整備を行う。